

(建設業退職金共済制度)

建退共で退職金を もらうためには

全国で

約312万人が利用



**労働者の
掛金負担ゼロ！**

全国で約312万人の建設労働者が退職金共済手帳を持っています

建退共制度
の仕組み

建退共は

中小企業退職金共済法という法律に基づいて
独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部が運営しています



建設現場で働く全ての労働者に適用されます

制度の特徴

- 国が定めた制度です
- 建設産業全体が適用対象です（現場・事業所を問いません）
- 掛金は事業主が負担します（労働者の負担はありません）
- 共済手帳に証紙の貼付を受けることで掛金を積み立てていきます
- 事業主が制度に加入することが必要です

建退共とは、建設業で働く人たちのために国によって設立された退職金制度です。
他の産業で働く労働者の場合、その多くは同じ事業所で継続して働いており、退職金もその事業所ごとに支給を受けていますが、建設業で働く人たちは現場や事業所を頻繁にかえながら働いていることが多いため、事業所ごとの退職金の支給対象とはなりにくいという面があります。

このため建退共では、事業所ごとではなく、建設産業全てが制度の対象となっており、事業主が共済手帳に証紙を貼付することをもって掛金を積み立てていきます。

したがって、労働者は共済手帳の交付を受けていれば、いつ・どこの現場・事業所で働いても、事業主や元請（公共工事の場合）に証紙の貼付を求めるにより、働いた日数に応じた掛金をきちんと加算して、退職時には「建設産業で働いた期間」をまとめて退職金の支給対象とすることができます。

適用対象期間（働いた日数）が長いほど退職金額の計算には有利になりますので、労働者は積み立てた掛金（証紙枚数）に対して大きな給付を受けられることとなります。

労働者が退職金を請求する際には、それまでに共済手帳に貼られた証紙の総数にもとづいて建退共事業本部から直接労働者に退職金が支払われます。

しかし、労働者が共済手帳の交付や証紙の貼付を受けるためには、事業主（雇用主）が制度に加入することが必要です。

このため、全建総連や各建設業団体は、建設会社や事業主に対して建退共制度への加入を求める取り組みを行っています。

一人親方も建退共で退職金がもらえます

一人親方の皆さんも「任意組合」に加入することにより共済手帳の交付を受けることができます。（制度上、一人親方や労働者が個人で共済手帳の申請や証紙の購入はできないからです）

そして、一人親方として働いた場合は、その日数に応じて証紙代金を自分で負担して、任意組合から共済手帳に証紙を貼ってもらいます。もちろん、事業主から雇われて働いた場合は、労働者としてその事業主から証紙を貼ってもらいます。

一人親方として働いた分については自分で掛金を積み立てていく形式となりますが、建退共の運用利回り（3.0%）は他の制度と比べてかなり有利となっていますので、支払った掛金から考えると多くの給付（退職金）を受け取ることができます。

なお、全建総連の各県連・組合は建退共事業本部から「任意組合」としての認可を受けて必要な手続を行っていますので、お気軽にお問い合わせください。

事業主のかたへ

建退共は明るい職場づくりの条件

加入手続きは簡単です



加入した事業主にはこの共済契約者証が交付されます
これがないと証紙を購入することはできません

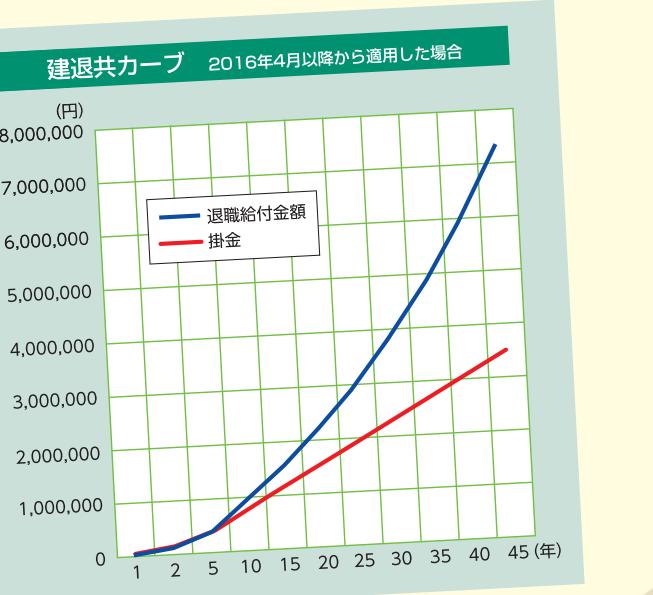
建退共とは、「雇用している労働者に対して働いた日数の証紙（掛金）を共済手帳に貼ることによって、退職金の掛金が加算されて行き、その労働者が退職金を請求した際に、建退共事業本部より退職金が支給される」という、建設業の就労の事情に即した退職金制度です。

したがって、多くの事業主の皆さんに建退共制度に加入していただくことにより、建設業で働く人々の福祉の向上が図られていくことになります。
事業主が建退共を適用する場合は、建退共事業本部との間で、退職金共済契約を結ぶことが必要になります。

この場合、事業主が建設業協会にある建退共事業本部で所定の手続きを行い、共済契約者になって実務を行う方法の他に、全建総連が各地域で運営している建退共事務組合に加入して、申請手続きや証紙購入などの事務を委託する方法があります。

事業主のメリット

- 1 国の定めた制度なので安全です。
- 2 約234万円の掛金（30年間の証紙代金）で、約390万円の退職金を支給することができます。
- 3 証紙の購入代金は、税法上、法人では損金、自営業では必要経費として扱われます。
- 4 公共工事では元請に証紙購入の義務があり、下請業者に証紙を無償で現物支給することになっています。また、公共工事の受注にあたっては証紙購入実績が必要となり、建退共に加入していることで有利になります。



事務組合へ加入される方は、各都道府県の全建総連加盟組合へ申し込んでください

全国建設労働組合総連合
TEL03-3200-6221（代）
<http://www.zenkensoren.org/>

建退共制度に関するお問い合わせ先
独立行政法人労働者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部（建退共）
TEL03-6731-2841（相談コーナー）
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

※下記のところでも、加入・事務手続きを行っています。

建退共は、現場で働くあなたのための退職金制度です！

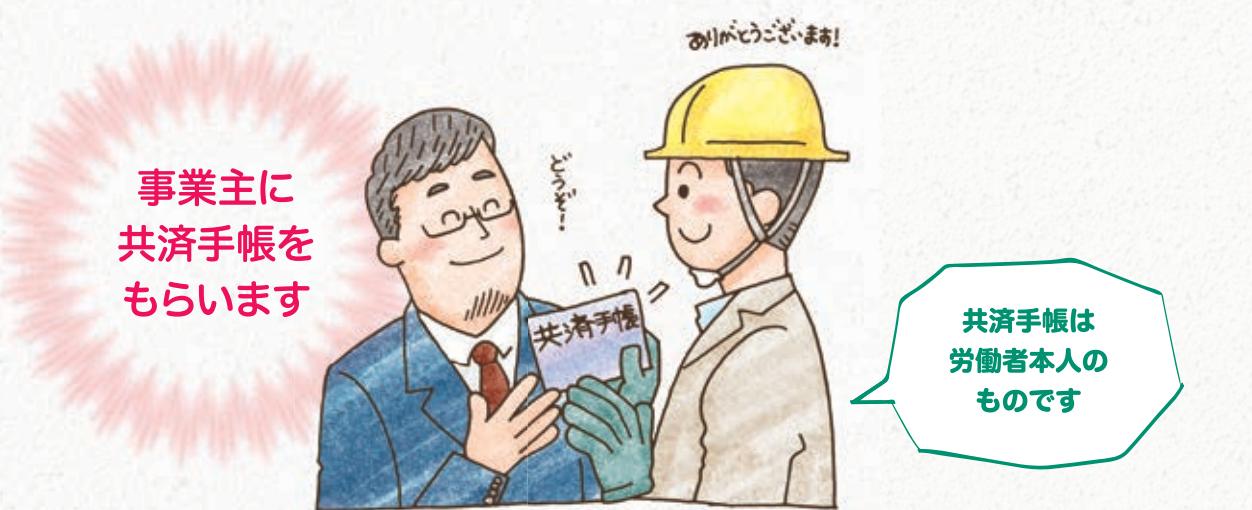
POINT
1

事業主に共済手帳を要求しましょう

「労働者が働いた日数に応じて事業主から共済手帳に証紙を貼ってもらい、その枚数を元にして労働者が受け取る退職金の額が決まる」という仕組みですから、まず、労働者が『共済手帳』を受け取ることが重要です。

共済手帳は、事業主が建退共制度に加入することによって労働者本人に対して交付されますので、まだ自分の共済手帳を持っていない労働者は事業主に申し出ましょう。

現在、全国で約312万人が共済手帳を持っています。



この共済手帳1冊で、250日分の証紙を貼ることができます。また最初の(1冊目)の共済手帳には、国から50日分の補助が付いています。証紙を貼り終えた共済手帳は建退共事業本部で更新して、新しい共済手帳を発行してもらいます。証紙の貼付実績は、建退共事業本部で記録されます。

労働者の
掛金負担は
ありません



POINT
2

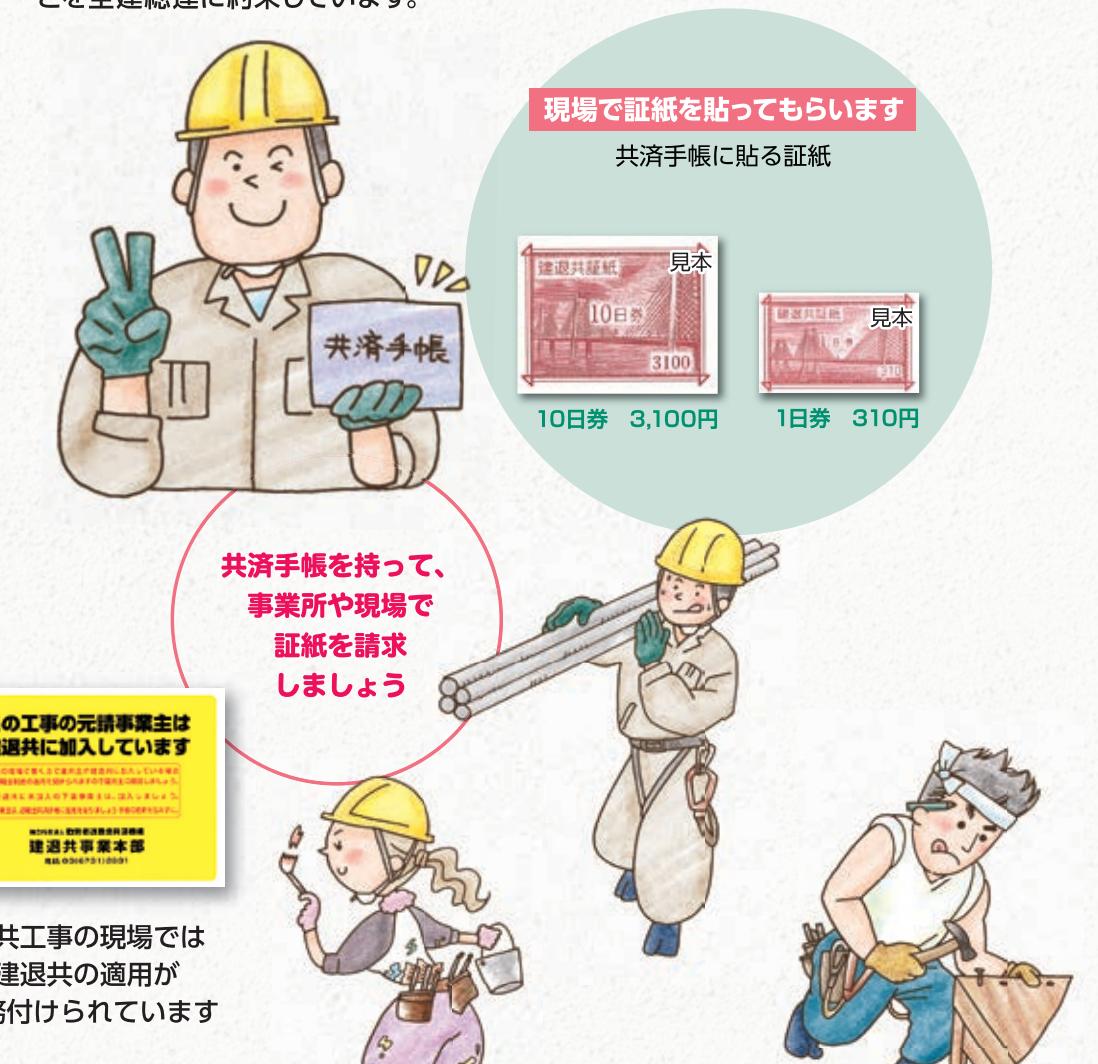
共済手帳に証紙を貼ってもらいましょう

交付された共済手帳は労働者本人のものですから、働く事業所をかわっても、その先々の事業主に共済手帳を提示して同じように証紙を貼ってもらうことができます。

また、全建総連の各県連・組合は建退共事業本部から『事務組合』としての認可を受けて必要な手続きを行っていますので、事業主がそこを通じて建退共に加入していれば、組合で証紙の貼付を受けられます。

なお、公共工事では証紙の金額も含めて工事代金を積算することにより、国や地方自治体が掛金(証紙代金)を負担しています。この場合、元請に対して証紙の購入が義務付けられており、元請から証紙の現物支給や貼付を受けることとなります。

大手ゼネコンは、専門工事業者や労働者に対して責任を持って証紙の支給を行うことを全建総連に約束しています。



POINT
3

退職金の請求について

労働者が退職金の請求をすると、それまでに共済手帳に貼られた証紙の枚数を通算し、国の定めた基準にもとづいて労働者に直接退職金が支払われます。

退職金をもらうためには共済手帳に証紙が12カ月分以上貼ってあることが必要です。

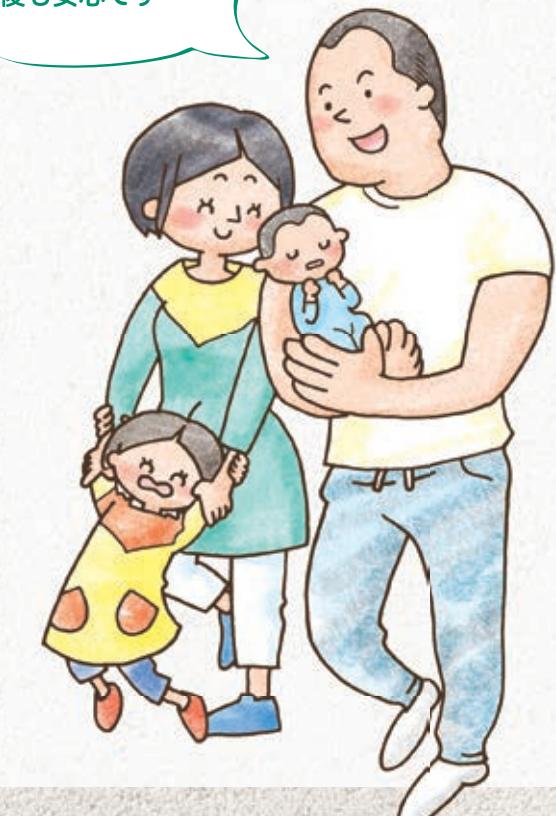
退職金額はおおよそ次のとおりです

納付月数	退職給付金額
12カ月	23,436円
18カ月	48,174円
23カ月	76,167円
24カ月(2年)	156,240円
60カ月(5年)	410,781円
120カ月(10年)	945,903円
180カ月(15年)	1,572,816円
240カ月(20年)	2,256,366円
300カ月(25年)	3,029,754円
360カ月(30年)	3,902,745円
420カ月(35年)	4,898,775円
480カ月(40年)	6,036,723円
540カ月(45年)	7,364,763円

退職金が支給されるのは、以下のようないい場合です。

- 建設業で働かなくなった場合
- 事業主になった場合
- 55歳以上になった場合
- 病気やケガなどで働けなくなった場合

退職金で生涯設計の夢もふくらみます
退職金があると老後も安心です



*この退職金表は、2016年4月以降からはじめた人の場合です。退職金水準の見直しは、数年毎に行われます。※退職金支給額は、共済手帳に貼付された証紙21枚分を1カ月とみなして計算します。※平成28年1月1日以降、退職金請求事由が発生する場合、マイナンバー及び本人確認が求められます。※掛け金納付月数が、12カ月以上24カ月未満の場合、退職金の額は掛け金納付額の3~5割程度の額となります。